

第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画進捗状況調査票

※自己評価欄・・・○=概ね実施できた △=一部実施できた ×=実施できなかった

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	(10)実施内容に対する令和2年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和2年度自己評価	令和3年度の実施計画		
基本目標Ⅰ 暴力を許さない地域づくりの推進	1. 暴力防止のための教育の推進	(1) 幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	■ 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校において、心身の発達段階に応じ、幼少期から、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を推進する。	区役所職員研修やDVスーパービジョン開催を広く周知し、保育所(園)・幼稚園職員が具体的支援方法について学ぶ機会が持てるよう図る。保育指針・教育要領に基づく教育・保育を行い、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てる。	区役所職員研修やDVスーパービジョン開催を広く周知し、保育所(園)・幼稚園職員が具体的支援方法について学ぶ機会が持てるよう図る。	DVスーパービジョン参加者数 保育所(園)11名	○	DVスーパービジョン開催を広く周知し、具体的支援方法について学ぶ機会が持てるよう図る。		
					各園等において、保育者が子ども達一人一人と愛情をもち接することや、子ども同士のつながりを大切に接することで、自己肯定感や相手を思いやる心の育ちにつなげている。		○	令和3年度は、保育所(園)・幼稚園職員等を対象にした研修を計画。(コロナにより実施が不可となった場合には、引き続きR4に実施。)また、引き続き各園巡回時に保育内容や子どもとの関わり方に対する助言を実施。		
					小中特別支援学校の管理職や人権教育担当者に対して、生命・人権・人格を重んじた人権教育の研修を実施する。	R2.6.17 人権教育担当者研究協議会 R2.7.27 管理職特別研修会 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催	研修参加者数(書面開催) 334名	○	R3.6.11 人権教育担当者研究協議会 R3.7.25 管理職特別研修会 生命・人権・人格を重んじた人権教育の研修を実施する。	
					高・大学生等を対象としたデートDV出前講座を実施する。 出前講座実施数(年6回予定) H26:3回→H33:24回(H28~33の累計)	淑徳大学において出前講座を実施	出前講座実施校 1校(1回)	○	出前講座を1回実施する(予定)	
					中学生向けデートDV予防プログラムが活用されるよう周知し、自校で実施できる中学校を増やす。また、すでに実施している中学校を支援する。	中学生向けデートDV予防プログラムが活用されるよう周知し、自校で実施できる中学校を支援した。 おゆみ野南中学校	支援した中学校 1校(2回)	○	デートDV予防プログラムが活用されるよう、中学校に対し周知・支援を行う。	
		(2) 若者に向けたデートDV予防教育の推進	■ 関係機関と連携し、デートDV予防プログラムの活用等、若者(中・高・大学生)を対象とした「デートDV」の予防教育を推進する。	中学生向けデートDV予防プログラムを活用して、中学校で実施する。 実施校 H26:2校 ⇒H33:20校(H28~33の累計)	研修会等でデートDV予防プログラムを周知した。	実施した中学校 1校	△	デートDV予防プログラムの周知を継続する。指導案等の活用を呼びかける。		
				若年層に向けてデートDV予防啓発リーフレットを配布する	デートDV予防啓発リーフレットを市内全中学2年生へ配布した。	8,500部	○	デートDV予防啓発リーフレットを市内全中学2年生へ配布し、普及啓発を図る。		
				(3) DV・暴力に関する正しい理解の普及促進	■ DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体や市民向け講座等により、何がDV・暴力にあたるか、また、理由に関わらず、DV・暴力は許されるものではないことについて、広報・啓発を行う。	DVリーフレットを作成・配布し、相談窓口の周知及び暴力は許されるものではないことについて普及啓発を行う。	DVリーフレットを作成し、市内公共施設・保育所・医療機関等に配布。相談窓口の周知及び暴力は許されるものではないことについて普及啓発を行った。	DV相談先カード 13,000部	○	DV防止リーフレットを作成、多くの関係機関への配架の依頼を行い、幅広く市民に相談窓口の周知を行う。
						男女共同参画センターで、DVに関する市民向け講座を実施する	「誰もが知って欲しいDVのこと」を男女共同参画センターで、実施した。	実施講座数 1講座 受講者数 7人	○	DVに関する市民向けの講座を実施する。
						■ 妊娠中の女性及びパートナー等へ広報媒体を活用し、DV・暴力に関する正しい理解の普及啓発を行う。	配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員の連絡先が掲載された冊子「子育てナビ」を妊娠届出時に全数配布した。	妊娠届け出数 6,373件	○	令和2年度と同様に実施
DV・暴力に関する記事の掲載された広報媒体等を活用し、母子健康手帳発行時に妊娠中の女性及びパートナーへ配布する。	子育てナビ内に配偶者暴力相談支援センターの相談先を掲載し、配布した。		○	令和2年度と同様。						

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	(10)実施内容に対する令和2年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和2年度自己評価	令和3年度の実施計画	
		(4)暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進	■「女性に対する暴力をなくす運動」やDV防止のための「パープルリボンキャンペーン」を児童虐待防止のための「オレンジリボンキャンペーン」と併せて実施する。	男女共同参画センターでDVに関する図書、資料などの展示を行う。	男女共同参画センター(情報資料センター)で展示を行ったほか、DVに関する講座を実施する際に、関連図書の紹介を実施した。また、女性に対する暴力をなくす運動の際に関係資料の展示を実施した。情報展示企画「DVを知っていますか?」を実施した。		○	男女共同参画センター(情報資料センター・情報展示コーナー)でDVに関する図書、資料などの展示を行う。	
				女性に対する暴力をなくす運動(内閣府が推進する運動であり、女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性の人権の尊重をうたったもの)を実施する。	内閣府作成のポスター・リーフレット及び千葉県作成のリーフレットの掲示・配布		○	女性に対する暴力をなくす運動に関連した事業を実施する。	
					例年11月に千葉県と共催で「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーン実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止。DVリーフレットやDV相談先カードを可能な範囲で配付し、周知を行った。		○	R3.11.12千葉県と共催で「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーンを実施。	
				オレンジリボン(虐待予防)キャンペーンに合わせ、パープルリボン(DV防止)キャンペーンを実施する。	女性・子どもへの暴力防止に賛同するキルトのツリーへオレンジとパープルリボンをつけてもらうキャンペーンを千葉市ハーモニープラザエントランスで実施	バッジ 配布数900個	○	オレンジリボン(児童虐待防止)キャンペーンに合わせ、パープルリボン(DV防止)キャンペーンを実施する。	
		(5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。 (こども家庭支援課:研修の主催、その他の関係課:研修実施協力、受講勧奨)	6区保健福祉センターで、DVに関する職員研修を実施した。(10~12月)		研修参加者数 55名	○	開催場所や日程により少人数の会場があることや、業務時間内での参加が難しい職員もいるため、業務時間内に3会場、夜間講座で1会場実施する。
					母子保健業務に関わる保健師や助産師、看護師等を対象にDVに関する専門的知識習得のための研修会を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。 (こども家庭支援課:研修の主催、健康支援課(区健康課):研修実施協力、受講勧奨)	健康課職員向けの虐待予防研修会において、DVに関する内容も含めて実施するほか、千葉県主催のDV及び児童虐待に関する研修会について区健康課へ周知し、受講勧奨を行った。	・虐待研修 R2年8月、11月、12月に実施 ・受講勧奨したDVに関する県研修 ①DV・児童虐待相談新任職員研修(I部・II部) ②DV・児童虐待相談担当職員研修 ③DV職務担当者被害者支援スキルアップ研修	○	健康課職員向けの虐待予防研修会において、DVに関する内容も含めて実施するほか、千葉県主催のDVに関する研修会を案内する。
						DVと虐待の関連や支援の実際について、専門職向けに学ぶことができるよう、母子保健担当職員向け研修を実施した。その他に、区役所職員研修やスーパービジョンの開催周知をし、研修機会を確保した。	母子保健担当者研修参加者数 8名	○	令和2年度と同様に実施。

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	(10)実施内容に対する令和2年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和2年度自己評価	令和3年度の実施計画
基本目標Ⅱ 相談体制等の充実	3. 相談窓口の周知の強化	(6)相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等を活用し、相談窓口等、被害者の支援制度を広く市民に周知し、被害者を相談につなげる。	DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体を活用し、相談窓口を周知する。	DV相談カードを作成し、市内公共施設・保育所・医療機関等に配布。相談窓口の周知及び暴力は許されるものではないことについて普及啓発を行った。	DV相談先カード 13,000部	○	DV防止リーフレットを作成、多くの関係機関への配架の依頼を行い、幅広く市民に相談窓口の周知を行う。
				自殺対策ホームページにDVに係る相談先を掲載する。	自殺対策ホームページに「千葉市配偶者暴力相談支援センター」のリンクを掲載	○	ホームページへの掲載を継続する。	
					子育て支援情報サイト「子育てナビ」への掲載及び冊子版子育てナビへの記載・配布	冊子版子育てナビ 配布：30,000冊	○	子育て支援情報サイト「子育てナビ」への掲載及び冊子版子育てナビへの記載・配布
				母子保健サービスが記載されたハンドブックにDVの相談先を掲載し、母子健康手帳発行時等に配布する。	配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員の連絡先が掲載された冊子「子育てナビ」を妊娠届出時に全数配布した。 また、地域保健推進員による生後2か月児訪問にて、配偶者暴力相談支援センターの相談先の掲載された冊子「こんにちは赤ちゃん」を配布した。	妊娠届け出数 6,373件 R2年度地域保健推進員による訪問数のうち、乳児訪問件数523件	○	令和2年度と同様に実施
				■周知にあたっては、様々な国籍の方や高齢者、障害者、男性等、被害者のニーズに応じて配慮する。	平成30年度から引き続き、国際交流課のホームページでリーフレットを公開するとともに、国際交流協会の窓口で配架を行った。	○	国際交流課のホームページでの公開、国際交流協会の窓口での配架、入国管理局協のスペースでの配架を継続する。 また、千葉市国際交流協会のホームページの改修(令和4年2月公開予定)を行い、外国人市民への分かりやすい見やすい情報提供を行う。	
					ホームページで公開されている外国語のリーフレットの情報を更新し、リーフレットの活用を図る。	ホームページでの周知及びリーフレットの配架を行った。	○	ホームページでの周知及びリーフレットの配架を引き続き実施する。
					男女共同参画課で作成した6か国語の啓発リーフレットを掲出するとともに、ホームページで情報提供を行った。	○	定期的に情報を更新したうえで、継続的な情報提供を行う。	
				在宅高齢者については、高齢者虐待以外の可能性(DV)を視野に入れながら、施設入所以外の方法についても柔軟に検討し、被害者支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	高齢者虐待に対して、施設での一時保護の他、在宅サービスの導入などの調整を行い、見守り体制の強化を各区で行った。被害者とともに加害者への生活支援を行い、虐待の防止に繋げた。相談窓口の周知についてはパンフレットの配布などを市民に対し行った。	高齢者虐待認定件数 132件 うちDV 39件	○	在宅高齢者の虐待防止のため、高齢者虐待以外の可能性(DV)を視野に入れながら、施設入所や在宅支援体制の構築、加害者支援の方法についても柔軟に検討し、虐待の早期発見を行うとともに、相談窓口の周知を行う。
					高齢障害支援課と連携し、婦人相談による相談を行った。	○	令和2年度と同様。	

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	(10)実施内容に対する令和2年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和2年度自己評価	令和3年度の実施計画
				各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中でDVの相談先に関する周知を行い、必要時婦人相談員と連携を図り相談を行う。	各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中で必要があればDVの相談先に関する周知を行い、必要時婦人相談員と連携を図り相談を行う体制をとった。	養護者による障害者虐待通報27件(虐待認定8件)うちDV2件	○	各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中でDVの相談先に関する周知を行い、必要時には関係各所と連携を図り対応を行う。
					相談者の状況により必要時、高齢障害支援課と連携を図り、相談を行う体制をとった。		○	令和2年度と同様。
				男女共同参画センターにおいて、男性電話相談を周知し実施する。	男性臨床心理士による男性電話相談を周知、実施した。		○	男性公認心理師により男性電話相談を実施する。
		【再掲】 (5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	【再掲】 ■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	【再掲】様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。 (こども家庭支援課:研修の主催、その他の関係課:研修実施協力、受講勧奨)				
		【再掲】 ■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	【再掲】母子保健業務に関わる保健師や助産師、看護師等を対象にDVに関する専門的知識習得のための研修会を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。 (こども家庭支援課:研修の主催、健康支援課(区健康課):研修実施協力、受講勧奨)					
4. 相談体制の充実	(7)専門相談員による相談・支援の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	配偶者暴力相談支援センター、各区こども家庭課、男女共同参画センターで相談を実施するとともに、情報提供を行う。	配偶者暴力相談支援センター及び各区こども家庭課で相談を実施し、情報提供を行った。	相談件数 3,369件	○	令和2年度と同様。	
				ハーマニー相談(女性相談)を実施し、情報提供を行った。		○	ハーマニー相談(女性相談)を実施し、情報提供を行う。	
				婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行った。		○	令和2年度と同様。	
				相談員が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行った。		○	相談員が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行う。	
	(8)専門職による相談・助言機能の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、カウンセリング、精神科医師の個別相談を実施する。	配偶者暴力相談支援センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて、個別法律相談、カウンセリングを実施した。	法律相談 32件 カウンセリング 0件	○	令和2年度と同様。	
				男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、精神科医師の個別相談を実施した。	法律相談 6件(うちDV 0件) 医師相談 3件(うちDV 0件)	○	男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、精神科医師の個別相談を実施する。	

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	(10)実施内容に対する令和2年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和2年度自己評価	令和3年度の実施計画		
		(9)専門相談員の資質向上	■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の職業倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行う。	相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図る。	相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図った。		○	令和2年度と同様。		
				スーパービジョンを実施する他、弁護士との事例検討会を実施。	スーパービジョンを実施する他、弁護士との事例検討会を実施した。	スーパービジョン5回 弁護士との事例検討会6回	○	令和2年度と同様。		
				弁護士又は被害者支援団体スタッフ等による個別相談を実施し、支援方針の検討を行う。	弁護士又等による個別相談を実施し、相談終了後は相談員と支援方針の検討を行った。	法律相談 32件	○	令和2年度と同様。		
		(10)被害者の状況に応じた相談体制の充実	■様々な国籍の方から相談を受ける際、生活習慣や文化の違いに配慮するとともに、通訳を介して相談ができるように関係機関等と連携を図る。	様々な国籍の方の相談に対応できるよう、国際交流協会と連携を図り、通訳を介して相談にあたる。また、様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたる。	国際交流協会において、外国人からの相談対応を行った。	国際交流協会において、外国人からの相談対応を行った。	相談件数(離婚・DV) 42件	○	外国人生活相談のために配置した多文化共生コンシェルジュにより、言語や習慣の違いなどから生じる日常生活の問題に対応するほか、千葉県弁護士会の協力により、外国人の無料法律相談を開催するなど、今後も相談対応の充実を図る。	
					様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたるよう配慮した。(三者通訳サービスを利用する事例はなかった。)	○	様々な国籍の方の相談に対応できるよう、国際交流協会と連携を図り、通訳を介して相談にあたる。また、様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたる。			
					様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたった。	○	令和2年度と同様。			
		■高齢者虐待や障害者虐待の可能性も視野に、高齢者・障害者関係機関等と連携を図る。	【再掲】在宅高齢者については、高齢者虐待以外の可能性(DV)を視野に入れながら、施設入所以外の方法についても柔軟に検討し、被害者支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	【再掲】各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中でDVの相談先に関する周知を行い、必要時婦人相談員と連携を図り相談を行う。						
					■男性の様々な悩みや不安について、男性の専門相談員による電話相談を行う。	【再掲】男女共同参画センターにおいて、男性電話相談を周知し実施する。				
		基本目標Ⅲ 被害者の安全確保の徹底	5. 一時保護体制の整備	(11)関係機関との連携による一時保護体制の整備	■関係機関等と連携し、被害者の安全を確保するための一時保護体制を整備する。	各区こども家庭課が、千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながらDV被害者の一時保護を行う。	千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながらDV被害者の一時保護を行った。	女性サポートセンター 8件 母子生活支援施設 8件 民間シェルター 0件	○	令和2年度と同様。
(12)民間シェルターへの支援	■多様なニーズに応じた一時保護体制を整備するため、民間シェルター等への支援を行う。					千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施する。	千葉市民間シェルター運営支援事業を実施した。	利用実績 3世帯	○	令和2年度と同様。
(13)広域的な対応の整備	■被害者の安全を確保するため、県外への避難を可能とするよう、県外施設との連携を図る。					県外の施設への一時保護をする際には広域的な対応により、安全に一時保護ができるよう配慮する。	県外の施設への一時保護をする際には広域的な対応により、安全に一時保護ができるよう配慮した。		○	令和2年度と同様。
6. 被害者の安全確保	(14)被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実		■被害者等に危害が加わるおそれがある場合は、被害者に警察の支援対応について情報提供し、意思を確認したうえで、警察と連携を図り、被害者の安全を確保に努める。	被害者に危害が加わる惧れがある場合に、警察への相談を勧奨するとともに、保護命令時に「安全対策票」を活用し、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保する。	被害者に危害が加わる惧れがある場合に、警察への相談を勧奨するとともに、保護命令時に「安全対策票」を活用し、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保した。	安全対策票 1件	○	令和2年度と同様。		

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	(10)実施内容に対する令和2年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和2年度自己評価	令和3年度の実施計画
			■保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行う。	被害者へ保護命令制度についての情報提供を行い、必要に応じて申し立ての支援を行う。また、保護命令を申し立てた後、裁判所から書面提出を求められた際には、書面を作成する。	保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行う。	保護命令書面提出1件	○	令和2年度と同様。
		(15)情報管理と安全確保の徹底	■相談窓口や各種手続きを行う窓口、保育所(園)や学校等において、被害者の安全を確保するため、個人情報の漏えい防止を徹底する。	区役所職員などを対象とした研修(主催:子ども家庭支援課、受講:区窓口担当課)で加害者対応について多くの職員が学び、加害者への情報漏えいが起こらないよう細心の注意を払う。	区役所や保育所などを対象とした研修で加害者対応について職員が学び、加害者への情報漏えいが起こらないよう細心の注意を払った。	職員向け研修5回 55人	○	3区各1回で研修を実施。情報漏えい防止のため実践型の内容の研修も加える。
				個人情報を保護し、漏えいを防止するための仕組みについて整備する。	職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティ研修や訓練等を実施した。		○	職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティ研修や訓練等の取組を引き続き実施する。
				保育所(園)や学校において情報管理を徹底する。	各区子ども家庭課が情報管理と安全確保を行い、個人情報の漏えい防止を徹底した。		○	令和2年度と同様に実施。
			■被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧制限、住民票の写し等の証明書や税証明の交付制限等を行い、被害者の安全を確保する。	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行う。	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行った。		○	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行う。
				DV被害者の安全に留意し、税証明の交付制限を行う。	・支援措置申出書の写し又は通知書に基づき、市税事務所市民税課・市税出張所において税務オンライン端末により、税証明の交付制限に係る登録を行う。 ・税証明の交付制限に係る登録が完了したもののについて、課税管理課はリストを作成(更新)し、オンライン登録及び当該リストをもとに支援措置申出者に係る税証明発行申請があった際の発行可否の確認を行う。		○	令和2年度の実施内容について、取り組みを継続する。
			■被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は加害者に知られないよう秘匿とし、被害者と支援者の安全を確保する。	支援を行う施設や団体の所在地の秘匿を守り、また、支援者の情報の扱いにも注意し、被害者の安全管理を徹底する。	被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は加害者に知られないよう秘匿とし、被害者と支援者の安全管理を徹底した。		○	令和2年度と同様。
		(16)危機管理体制の充実	■加害者からの追及があった場合の対応等について、マニュアルを整備するとともに、実践的な研修を実施し、被害者の安全を確保するための危機管理体制を整備する。	加害者からの追及に対応した支援者向けの安全管理マニュアルを作成する。	配暴センターマニュアルを作成し、危機管理体制の整備を行い被害者の安全確保に努めた。		○	令和2年度と同様。
				加害者からの追及に対応した支援者向けの研修を実施する。	区役所職員などを対象とした研修内で加害者対応についての講義を行った。	職員向け研修5回 55人	○	3区各1回で研修を実施。加害者対応についてのグループワークも引き続き行う。
基本目標IV 被害者の自立と生活再建の支援	7. 被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備	(17)二次的被害の防止体制の整備	■被害者の二次的被害を防ぐため、各部署の窓口職員等を対象とした研修を充実する。	二次被害を防ぐためのDVの知識及び心構え等を身に付ける職員研修を実施する。(主催:子ども家庭支援課、受講:区窓口担当課)	被害者の二次被害を防ぐため、職員研修を実施した。	職員向け研修5回 55人	○	3区各1回で研修を実施。また、夜間講座を開催し、日中時間帯に参加が難しい職員にも二次被害を防ぐための知識の普及を図る。

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	(10)実施内容に対する令和2年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和2年度自己評価	令和3年度の実施計画
		(18)行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備	<p>■様々な相談窓口を訪れる被害者の負担や不安を軽減するため、相談共通シートを窓口で共有し、活用する。</p> <p>■諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報を収集し、実施に向けた検討を行う。</p> <p>■円滑な転所(園)・転校・就学手続きを支援するため、必要な情報提供と支援を行う。</p> <p>■区役所や保健福祉センターで行う諸手続きが安全かつ円滑に進むよう、千葉県DV関係機関対応マニュアルの改訂を行う。</p>	<p>区役所職員向けDV研修を実施し、相談共通シートの周知と活用の推進をする。(主催:こども家庭支援課、受講:区窓口担当課)</p> <p>諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報を収集し、実施に向けた検討を行う。</p> <p>保育所(園)については各区こども家庭課、学校については学事課にて必要な支援及び情報提供を行う。</p> <p>DV関係機関マニュアルの改訂を行う</p>	<p>区役所職員向けDV研修を実施し、相談共通シートの周知を行った。</p> <p>県内の関係機関が集まる連絡会等(書面開催を含む)で情報交換を行った。</p> <p>各区こども家庭課が必要に応じて情報提供を行った。</p> <p>DVによる転校の連絡に対して関係機関に状況を把握し、学校に必要な情報提供や児童生徒及び保護者等への対応について助言する。</p> <p>千葉県DV関係機関対応マニュアルの改訂を実施した。</p>	<p>職員向け研修 5回 55人</p> <p>DV関連転出入関係書類教育委員会経由51件 (DV関連相談72件)</p>	○	3区各1回で研修を実施。相談共通シートについてロールプレイを交えた内容を加える。
							○	令和2年度と同様。
							○	令和2年度と同様に実施。
							○	DVによる転校の連絡に対して関係機関に状況を確認し、学校に必要な情報提供や児童生徒及び保護者等への対応について助言する。
							○	状況に応じて、適宜マニュアルの改訂を検討する。
8. 被害者の自立と生活再建の支援の充実	【再掲】(7)専門相談員による相談・支援の充実	【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	【再掲】配偶者暴力相談支援センター、各区こども家庭課、男女共同参画センターで相談を実施するとともに、情報提供を行う。					
			【再掲】婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行う。					
	【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実	【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	【再掲】配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、カウンセリング、精神科医師の個別相談を実施する。					
	(19)被害相談証明書の発行等	■配偶者暴力相談支援センターにて、国民健康保険の加入や住民票の交付制限等、各種手続きに必要な被害相談に係る証明を発行する。	被害者の負担を最小限にとどめ、安全に留意しつつ、各種証明を発行する。	被害者の負担を最小限にとどめ、安全に留意し各種証明の発行を行った。	証明発行378件 支援措置証明 325件	○	令和2年度と同様。	
	(20)同行支援の充実	■被害者の生活再建を円滑に進め、諸手続きに関わる負担を軽減するため、支援者による同行支援を行う。	民間団体への委託により同行支援を継続して行う。	民間団体への委託による同行支援を行った。	3件	○	令和2年度と同様。	
	(21)経済的な支援	■生活保護、児童手当、児童扶養手当等、各種制度を活用することで、被害者の経済的支援を行う。	各区相談窓口にて、児童扶養手当等の申請や生活保護の相談を案内するなど、経済面の支援を行う。	各区社会援護課窓口にて、生活保護の相談・申請を受け付けるとともに、児童手当などの各種相談窓口と連携を図りながら、生活に困窮する者に対して支援を行った。	延相談:4,583件 申請:3,852件 開始:3,331件 (R2年度)	○		
				各区相談窓口にて、児童扶養手当などの申請や生活保護の相談を案内し担当に繋ぐなど経済面の支援を行った。		○	令和2年度と同様。	

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	(10)実施内容に対する令和2年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和2年度自己評価	令和3年度の実施計画
		(22)就労の支援	■各区保健福祉センターの就業相談員が相談に応じ、ハローワーク等と連携し、各種就労制度を活用することで、被害者の支援を行う。	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象とした職業訓練の案内をし、就労の相談に応じる。	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象とした職業訓練の案内をし、就労の相談に応じた。		○	令和2年度と同様。
		(23)住居の確保に向けた支援	■市営住宅の優遇措置入居制度や民間賃貸住宅入居支援制度等を活用し、被害者の住宅確保のための支援を行う。	DV被害者に対して、市営住宅入居の優遇措置を実施する。	DV被害者に対して、市営住宅入居の優遇措置を実施した。	優遇措置実施数 6件	○	引き続き、DV被害者に対して、市営住宅入居の優遇措置を実施する。
				DV被害者に対し民間賃貸住宅入居支援制度を実施し、民間賃貸住宅へ入居しやすいよう支援する。また、「市すまいアップコーナー」で民間賃貸住宅の情報を提供する。	市の住宅施策に関する情報提供や助言を行うとともに、入居の際の家賃債務保証料等の一部を補助する。	相談件数158件 成約件数18件 補助件数5件 内、DV被害者 利用数 相談1件のみ	○	令和2年度と同様、相談、補助事業を実施する。
		(24)各種支援制度の情報提供・活用の支援	■現住地に住民票が無くとも、子どもの予防接種や健康診査受診を可能とするなど、被害者の生活再建に必要な各種サービスについて、被害者のニーズに応じた情報を適切に提供し、制度の円滑な活用を支援する。	居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できるよう関係機関との連携を図る。	居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できるよう関係機関との連携を図った。		○	令和2年度と同様に実施
				本市に住民登録のないDV避難者が、本市での定期予防接種の実施を希望した場合は、市民と同様に予防接種を受けることができるよう措置を講じている。	9名	○	令和2年度と同様	
				保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票が無くとも利用できる各種支援等の情報を提供し、制度活用の支援を行った。		○	令和2年度と同様	
				保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票が無くとも利用できる各種支援等の情報を提供し、制度活用の支援を行う。		○	保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票が無くとも利用できる各種支援等の情報を提供する。	
		(25)自立支援講座の実施	■男女共同参画センター等において、被害者の自立支援やエンパワメントに資する講座を実施する。 注エンパワメント:個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、力を持った存在になること。	女性のための自立支援講座及びエンパワメントの講座を実施する。	女性のためのエンパワメント講座及び女性のための就職応援講座を実施。	実施講座数 2講座 受講者数 30人	○	女性のためのエンパワメント講座を実施する。
		(26)母子生活支援施設への措置等	■安全を確保し、自立を支援するため、母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援する。 ■母子が安全な環境で自立を図るため、必要に応じ、県外の母子生活支援施設での措置等、広域的な対応を図る。	母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援する。	母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援した。	母子生活支援施設 延べ世帯数358世帯 女性サポートセンター 8件	○	令和2年度と同様
				被害者の安全に配慮し、他自治体への移送・受け入れに向けて、広域的な連携を行った。	被害者の安全に配慮し、他自治体への移送・受け入れに向けて、広域的な連携を行った。		○	令和2年度と同様
		(27)ステップハウスの利用支援	■民間団体と連携し、ステップハウスに係る情報を提供し、円滑な利用を支援する。	避難後の被害者へステップハウスの情報提供を行い、新たな生活基盤を築くための準備を支援する。	避難後の被害者へステップハウスの情報提供を行い、新たな生活基盤を築くための準備を支援した。		○	令和2年度と同様

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	(10)実施内容に対する令和2年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和2年度自己評価	令和3年度の実施計画			
9. 被害者等へのケアの充実	【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実	【再掲】(28)被害者の心身の回復支援の充実	【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	【再掲】配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律個別相談、心理個別相談、精神科医師個別相談を実施する。							
			■こころの健康センターや各区保健福祉センターの精神保健福祉相談の中で、必要な支援及び情報を提供する。	こころの健康センターや各区健康課の精神保健福祉相談の中で必要な支援及び情報を提供する。	精神保健福祉相談の中で必要な支援及び情報を提供する。	19件	○	精神保健福祉相談の中で必要な支援及び情報を提供する。			
			■男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援や情報を提供する。	男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供する。	男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供した。	相談件数 3件(うちDV 0件)	○	男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供する。			
			■男女共同参画センターにおいて、自助グループ等(グループ相談)によるサポートを実施する。	男女共同参画センターにおいて女性カウンセラーが同席のうえ、グループでの相談を実施する。	男女共同参画センターにおいて女性カウンセラーが同席のうえ、グループでの相談を実施した。	グループ相談実施数10回 参加者数延べ9人	○	男女共同参画センターにおいて女性カウンセラーが同席のうえ、グループでの相談を実施する。			
				自助グループの活動を支援し、必要な被害者へ自助グループの情報を提供する。	グループ相談を実施し、同じような問題を持った方たちへの情報提供等のサポートを行った。		○	女性カウンセラー同席によるグループ相談を月1回実施する。			
			■被害者とその子ども達の自尊心を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施する。	DV被害者とその子ども達の心理教育プログラムを実施する。	DV被害者とその子ども達の心理教育プログラム(びらぶプログラム)を5回1コースで、低学年・高学年で実施した。	低学年対象6組 高学年対象6組 参加	○	低学年の子とその母親を対象に12回1コースで実施する。			
			(29)DVのある環境で育った子どもへのケアの充実	■児童相談所と連携し、必要に応じて子どもの心理的なケアを実施する。	児童相談所の心理判定員と連携し、必要に応じて、子どもの心理的ケアを実施する。		○	児童心理司の適切な配置、研修等による資質向上の上、被虐待児(DV事例含む)への心理面への支援を継続する。			
				【再掲】■被害者とその子ども達の自尊心を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施する。	【再掲】DV被害者とその子ども達の心理教育プログラムを実施する。						
			基本目標V 施策推進体制の整備	10. 関係機関等との連携の強化	(30)要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営	■警察、女性サポートセンター、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との情報交換・連携を図るとともに、被害者等の早期発見や適切な保護を図るため、個別家庭の情報共有や支援内容を協議する。	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行う。	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行った。	代表者会議(書面開催)1回 実務者会議18回 個別ケース検討会議284回	○	令和2年度と同様
					(31)関係機関等との情報交換・連携強化	■警察、弁護士会との連絡会議や事例検討会等を主催し、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と連携を図る。	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と連携を図った。	法律アドバイザー12名選任	○	令和2年度と同様
		児童虐待対応連絡会議を活用し、県警と連携を図る。			人身安全関連事案連絡会に参加し、県警との連携強化を図った。		○	令和2年度と同様			

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	(10)実施内容に対する令和2年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和2年度自己評価	令和3年度の実施計画
			<p>■千葉県、地方裁判所主催会議等を通じ、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。</p> <p>■医療機関に対して、被害者への相談窓口の情報提供の方法等について周知し、連携を強化する。</p>	<p>千葉地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議への参加及び千葉県主催会議及び研修に参加し、被害者支援について意見交換を行い、連携を図る。</p> <p>DV相談カード及びDV関係機関対応マニュアルを両市立病院に配布し、DV関係課の支援について周知を図る。</p> <p>DV相談カードを市内の精神科病院や整形外科へ配架し、窓口の周知依頼を行うとともに、被害者を発見した際には連携し、配偶者暴力相談支援センターや警察へ通報することを周知する。</p>	<p>千葉地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議への参加及び千葉県主催会議及び研修に参加し、被害者支援について意見交換を行い、連携を図った。</p> <p>DV相談カードの継続配置。</p> <p>DV相談カードを作成し、両市立病院に配布し、相談窓口等の周知を図った。</p> <p>DV相談カードを作成し、市内の精神科病院や産婦人科・小児科等に配架し、相談窓口等の周知を図った。</p>		○	令和2年度と同様
		(32)民間団体との連携強化	<p>■先進的な被害者支援を行っている民間団体と情報共有を図り、ノウハウを学ぶとともに、連携して事業を実施する。</p>	<p>千葉県主催DV被害者支援民間団体との連携会議へ出席する。</p> <p>千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施し、入所中の被害者の支援を共に行う。</p>	<p>DV被害者支援連絡会議に参加し、関係機関と情報交換を行い連携を図った。</p> <p>千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施し、入所中の被害者の支援を共に行う。</p>	<p>利用実績 3世帯</p>	○	令和2年度と同様
	11. 人材の育成	(33)被害者を支援する人材育成の推進	<p>■「DV被害者支援養成講座」の実施、講座修了者へのフォローアップを行い、被害者を支援する人材を育成する。</p>	<p>「DV被害者支援養成講座」を実施し、講座修了者へのフォローアップを行う。</p>	<p>「DV被害者支援養成講座」を男女共同参画センターで実施した。</p>	<p>実施講座数 1講座 受講者数 7人</p>	○	DV被害者支援講座を実施する。
		【再掲】(9)専門相談員の資質向上	<p>【再掲】■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行う。</p>	<p>【再掲】相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図る。</p> <p>【再掲】スーパービジョンを実施する他、弁護士との事例検討会を実施。</p> <p>【再掲】弁護士又は被害者支援団体スタッフ等による個別相談を実施し、支援方針の検討を行う。</p>				
	12. 施策推進のための調査研究	(34)被害者支援及び加害者対策のあり方についての調査研究	<p>■民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組について調査し、今後の加害者対策の参考とする。</p> <p>■被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取組について、推進状況を調査し、今後の被害者支援施策の参考とする。</p> <p>■相談及び自立と生活再建・被害者等のケアに関する事例を分析する等、被害の実態や支援ニーズ等の状況把握に努め、今後の被害者支援施策の参考とする。</p>	<p>民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組について調査する。</p> <p>被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取組について、推進状況を調査する。</p> <p>スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努める。</p>	<p>内閣府や県主催の研修に参加した際に、加害者更生プログラムの調査研究や他の自治体の取組事例について情報収集を行った。</p> <p>内閣府主催研修や県主催の研修に参加し、国や他の自治体、民間団体等の取組事例について学び情報交換を行った。</p> <p>スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努めた。</p>		○	令和2年度と同様
							○	令和2年度と同様
							○	令和2年度と同様